

○議長（中本正人君）順番4、8番 阪本君。

〔8番（阪本久代君）登壇〕

○8番（阪本久代君）通告に従いまして一般質問を行います。今回は、市民の皆さんからいただいた相談をもとに、2項目質問いたします。

まず1項目め、障がい者の就労支援についてです。障がいを持った方から、自立をするために就労移行支援を受けたいが、交通費の補助はないだろうかと相談がありました。その中でいろいろ思うことがありましたので、障がい者の就労支援について質問をします。

1、障がい者の就労希望に対して、どのような援助をされていますか。2、障がい者への移動支援と就労支援に向けた交通費助成はありますか。

2項目めです。高齢者の貧困対策について。橋本市の人口を維持するためには、若い世帯を増やすことも大事ですが、高齢者にとって住みやすいまちにすることも大事であると思います。厚生労働省の公的年金加入者の所得に関する実態調査、2012年7月によっても、年収100万円以下の方が全体で41.6%、女性では65.0%にもなっています。これは年金だけでなく、その他の収入も含めての数字ですから、年金収入に限れば100万円以下の人の比率はもっと大きくなります。さらに、医療や介護の負担も増えています。高齢者にとって暮らしにくい社会になっていると思います。

実際に、高齢者の方から、年金だけでは生活ができない。減らせるのは家賃。安い住宅があれば紹介してほしいと相談がありました。新聞折り込みチラシで安い家賃といえば3万円前後です。これよりも安いといえば市営住

宅ではないかということで質問をいたします。

1、市営住宅の入居者の資格に特例単身者があります。応募者に占める割合はどのくらいですか。2、広報はしもと6月号に、市営住宅入居者募集の記事があります。6箇所の募集のうち、原田Bとあけばのは、特定の条件を満たす人は単身で申し込むことができます。とあります。特例単身者が入居できる市営住宅はどのくらいありますか。

以上です。

○議長（中本正人君）8番 阪本君の質問項目1、障がい者の就労支援に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）障がい者の就労希望に対してどのような援助をされていますかという質問にお答えします。

福祉課では、障がい者からの就労希望などの相談があれば、保健福祉センター1階にある伊都障がい者就業・生活支援センターを紹介し、登録手続きをしていただきます。

障がい者就業・生活支援センターは、橋本・伊都圏域在住者を対象として、障がい者の状態や就労希望先などの相談や就職に向けた準備、ハローワークや企業面接への同行なども行っています。

また、就労後の仕事に関するさまざまな悩みの相談や、職場訪問などのアフターケアはもちろん、仕事を続けていくために必要な生活面の相談も行っています。

就業等に係る障がい者本人のニーズはさまざまであるため、その状態などに応じ、希望する就職先とのミスマッチを少なくするため、

本人と面談を行い、職場への定着に向けた支援を継続して行っています。

橋本・伊都地域自立支援協議会の専門部会である就労支援部会では、障がい者の一般就労、工賃アップ、社会参加等を目的として、毎月第4火曜日に部会が開催され、本市も参加しています。

就労支援部会では、各事業所から障がい者の雇用に関する近況報告や、現状の課題、障害者優先調達法における委託事業の内容報告、また、ハローワークからは、最新の障がい者向けの求人情報やその雇用内容等について情報提供いただき、協議や意見交換を行っています。

伊都障がい者就業・生活支援センターを通じて、就労移行支援の障がい福祉サービス事業所への通所を希望する方がいた場合は、福祉課へ申請をいただき、必要な手続きを行っています。

また、伊都障がい者就業・生活支援センターとは別に、障がいのある方の地域生活を支援するため、橋本市・かつらぎ町・九度山町・高野町が共同で三つの法人に委託し、障がい者相談支援事業として、橋本・伊都障がい者相談支援センターを保健福祉センター内に開設しています。

橋本・伊都障がい者相談支援センターは、伊都障がい者就業・生活支援センターと同じく、橋本・伊都圏域にお住まいの方を対象とし、障がいの種別にかかわらず、福祉サービスのこと、生活のこと、仕事のこと、障がい者本人だけでなく、その家族が抱えるさまざまな不安や困りごとについて相談に応じ、必要な情報提供や支援などを行っています。

福祉課では、相談支援事業の委託先である橋本・伊都障がい者相談支援センターと毎月定例のケース報告会議を開催し、各3法人から現状の相談内容など、各個別ケース内容報

告と、その方への今後の取り組み方針などを検討しています。

また、個別ケースで緊急対応が必要な場合は、その都度福祉課へ報告があり、関係機関との連携や今後の支援を検討し、継続的な個別ケース会議を行っています。

今後もさらなる関係機関との連携強化を進め、障がい者の支援に努めてまいりたいと思います。

次に、障がい者への移動支援と就労支援に向けた交通費助成がありますかという質問にお答えします。

障がい者が就労支援施設に通所するための交通費助成は、本市では行っていません。といますのは、障がい者施設等の事業所に対して、障がい福祉サービス費として送迎加算が支給されているため、障がい者が施設等に通う場合には、通常、希望者はその施設の送迎を利用しています。

ただし、県内では、市町村の単独事業で田辺市、有田市、新宮市、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町など、紀南地域で自宅から就労支援施設等への交通費助成等を行っています。紀南地方では、地理的な面や交通面で送迎ができない箇所があるため、過去から交通費助成を行っていたと聞いています。

本市では、以前から事業所に対しての送迎加算があり、また、障害者手帳の提示による交通費の割引があったこと、また、利用者からの要望等がなかったことから、導入に向けた検討は行っていません。

今後、就労支援に向けた交通費助成については、国・県における補助事業等の制度化がされるのであれば、重複しない範囲で橋本・伊都圏域の関係者と協議を行いたいと思います。

○議長（中本正人君）8番 阪本君、再質問ありますか。

8番 阪本君。

○8番(阪本久代君) まず最初に、障がい者といえども、いろいろな場合があると思うんです。生まれつきに障がいを持っている方、また、途中で病気や事故によって障がいを持たれた方、普通に仕事もしていたけれども、働きづらさや人とのコミュニケーションのとりにくさなどから、大人になってから障がいがあるということがわかった方と、いろいろな場合があると思います。

そういう中で、6月議会で同僚議員も質問されてましたけれども、今ご説明のあった伊都障がい者就業・生活支援センターに、平成27年度支援対象障がい者の登録件数が148件、そのうち37件が新規登録、就労したのが19件と、このような答弁がありました。なかなか障がいを持った方が就労することは本当に難しいということが、この数字からもわかるんじゃないかと思えます。

いろいろ伊都障がい者就業・生活支援センターでもお話を聞こうと思いましたが、面談中であつたり、外出中であつたり、本当にお忙しくされているといえますか、そういう中で、先ほどいろいろ説明はいただいたんですけれども、最初にいろいろ相談をする場所というのは、市であつたり、また、真っ先に伊都障がい者就業・生活支援センターに行かれる方もあるかとは思いますが、やはり、市役所に相談に行かれることが多いと思います。その中で、ゆっくりその方のお話を聞いて対応されていることだとは思いますが、そのことで間違いありませんでしょうか。

○議長(中本正人君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(石橋章弘君) 今のおたがでございませぬけれども、福祉課、市のほうに相談に来られる方もいらっしゃる、もちろん、伊都障がい者就業・生活支援センターに

相談に来られる方もいらっしゃる。ただ、物理的に言えば壁一つしか離れてませんので、実際のところ、うちの窓口に来られれば、すぐそちらのほうにご案内し、一緒に、一番はじめの当初はご相談に乗るといふことになるかと思えます。

それと、もう一つは、伊都障がい者就業・生活支援センターというお仕事の内容が、直接民間企業等とのお付き合い、あるいはハローワークとの連携の強さ等々、そちら方面につきましては、市のほうよりもノウハウもお持ちというふうには認識しております。

○議長(中本正人君) 8番 阪本君。

○8番(阪本久代君) 実際に専門的に対応もされてますし、紹介するといふことが多いと思えます。それと、先ほど答弁もありましたけれども、月1回のケース会議といふますか、その中でいろいろ情報交換はされているといふことではあるんですけれども、そのことを通じて、そしたら市としてどんなことをされているのだろうか、市としての役割は一体何だろうかといふような疑問を持ったんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長(中本正人君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(石橋章弘君) 障がい者の方々、いろいろなお相談がございませぬ。今おっしゃられたとおり、例えば就労の面を考えましても、ご本人のニーズがさまざま、ご本人の持っておられる障がいの種類あるいは部位等によつても、就業の内容等々マッチングすることが、いろんな場面が想定されませぬ。

そういうようなことで、市といたしましては、まずそういうご相談をいただければ、すぐ、この伊都障がい者就業・生活支援センターといふのはそれを専門としている機関でございませぬので、そちらにご紹介をするといふことになりませぬ。

また、こちらのほうから逆に、ほかの福祉サービス等々がありますか、ありませんか等々の協議等も連携をとっております。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）この相談を受けた方は、たまたまセンターにも行かれてたけれども、登録はされてなかったんです。登録はされてなくて、時間があつたら行って話をされてたというような形で、実際に、この登録をされている方については、本当にどういう仕事合っているかとか、どういう能力があるかということも含めて、きっちりとこのセンターでも相談に乗っていただければと、そう思っております。

ただ、登録なり申請なり、自分からやらないと、そのルートに乗っていかないというのが実際の運営上といいますか、ルールになってるんじゃないかなと思うんです。そういうときに、どうしてももれてくる方が、本当は困ってるんだけど、なかなかそこに行きつけてないという方も出てきているんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）ご質問の点もないとは言いきれません。ただ、もともと就労支援と申しますのは、ご本人の就労意欲があつてはじめて成立するような事業でございますので、実際ご本人からの、少なくとも相談に来られるというふうな積極的な行動というのを、まずはじめに期待しているというのが実態でございます。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）それはそのとおりだと思うんです。たまたま、いろいろやっけていって、実際に今は生活保護で生活されているんですけども、就労して自立をしたいというふうに、そもそも病気を患って障がいを持た

れてから、そこに至るまでは何年もかかっているんです、実際。ただ、そういうふうに分かたずして自立をしたいと考えておられる方に対しては、やはり積極的に応援もしたいし、支援もしていきたいというふうに思っています。

それで、いろいろかかわったわけなんですけれども、その中で、先ほど言いました伊都障がい者就業・生活支援センター、国と県からお金が出ているということです。3人体制が基本で、県内では7箇所あると。その中でも、人口の多いところとかは加配がついて、もう少し人数が多い場所もあるというふうにお伺いしたんですけども、伊都・橋本の人口でいえば3人が国の基準ということにはなるんですけども、これからはいろいろなケースで、仕事をしたいんだけどという、生活も含めていろいろな相談が出てくると、増えてくるんじゃないかなと思うんですが、この辺で伊都・橋本の3人体制で、本当に充分に対応していけるのか。また、市としての役割はないのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）体制について、現在、一定の機能は発揮されておりますし、実績も一定出されているというふうに認識してございます。

また、いろんな連携、情報交換等々で協力をいただいたり、あるいは協力を依頼したり、うちのほうから依頼したり、向こうのほうからお問い合わせをいただいたりということで、現時点は機能しているというふうに考えてございます。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）市のほうから1人増やすというのは難しいとは思いますが、今は機能しているけれども、それで十分これ

からも対応できるかということは、しっかりと見きわめていていただきたいというふうに思います。

2番のほうに移ります。交通費の加算をしているので、交通費の助成はしていないということなんです。平成25年12月議会で同僚議員が質問した中での答弁では、個々の交通機関を利用して行っている方とか、今後行きたい方について調査をさせていただきたいと思えます。というふうにありました。

このセンターの方にも聞いたんですけども、実際に就労の場所というのが橋本・伊都圏内だけではなくて、大阪のほうにも行かれています。また、いろいろ県内の就労支援の場所だけでなく、移行支援をしている法人もあるんですけども、その伊都・橋本圏内には自分が受けたサービスがないので、遠方に行かないとそういうサービスがないと。実際にそういう方の相談だったわけです。

ただ、大阪にある就労移行支援事業所の中にもいろいろありまして、交通費の助成をしているところもあると。そういうところを見つけてこられたので、今のところ、その方については解決したんですけども、今後、そういうふうに圏外の移行支援の事業所なり、いろいろなところに行きたいという方が出ないという保証はないと思うんです。

また、いろいろ圏内だったら送迎バスとかがあるということですけども、実際に大阪のほうで就労された方の話でいえば、障がい者枠で就労が決まったので、時給が低いのと、一日の時間が短くて、これから独り立ちしていくのにはとても収入的には難しいというふうなお話もありました。また、B型であれば本当に工賃は低いですから、自分でいろいろな交通機関を使って事業所まで行こうとしたら、結局工賃よりも交通費のほうが高くなると、こういうケースも全くないとは言えない

と思うんです。

先ほど、県内で田辺市とか南のほうでは助成しているという話がありました。ちょっと古い資料だったんですけども、2006年12月、「ノーマライゼーション 障がい者の福祉」というところに載った田辺市のお話で、そのときに、やはり今言った、工賃よりも交通費のほうが高くなると。そういう場合が多いので、市として独自に、結局、働いてももらうものがマイナスになってしまったら働く意欲が失われてしまうので、そうならないように交通費の助成もやっていますというふうな話が載っていました。

そういうことも含めて考えたときに、伊都・橋本圏内なので、橋本市だけがやるのは難しいというふうに打ち合わせのときにはおっしゃったんですけども、やはりいろいろなケースが出てくることを想定して、そのときに、出てきたときにすぐ対応できるように検討をさせていただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今、就労支援の関係で、ちょっとはじめにお話を整理したいんですけども、一つは、一般の企業に就労するという、いわゆる一般就労、それと、もう一つは、障がい福祉サービスとして就労を支援するという二つがまずございます。

一つの、一般就労については、当然、労働条件の中で、いわゆる通勤手当等々を決め、これは労働契約の中で決めていくべきものだとまず考えます。

次に、障がい福祉サービスとしての就労支援につきましては、一番一般就労に近いのは就労移行支援事業と言われる事業。ざくっとの話で申しわけないんですが、それから、就労継続支援A型、それからB型と、こういうふうに位置付くという格好になろうかと思

ます。

ちょっと荒っぽい言い方で申しわけないんですが、そこで、答弁の中でも申し上げましたとおり、障がい福祉サービスを考えるときには、障がい福祉サービス圏域という一つのエリア、伊都・橋本地方ですか、この地域で考えたときに、まず我々窓口にご相談に来られる、あるいはセンターに来られたときは、やはりこの地域のそういう施設をまず紹介いたします。今、議員おただしのもとになっている特殊事例であれば、生活保護を受けていて、それから自分でまた探されて、希望の大阪市内の就労移行支援事業者に行かれています。話戻りますけども、うちの圏域内の事業所であれば送迎加算を受けられて、自前の送迎サービスを実施しています。ほとんどこれを利用してられるようです。それと、実際そしたらご指摘のそういう可能性、今後も出てくるかもしれません。ただ、これにつきましては、障がい福祉サービスという、こういう制度上外ですので、市単独になってまいります。普通この障がい福祉サービスというのは、国が2分の1、県が4分の1、4分の3の財源措置がございます。市単独になりますと、各事業所とうちとの個別契約的なものになってくるので、財源的に、今のところ全部市単ということになりますので、現時点では、その制度は考えられないというふうに考えています。

それと、実はご指摘の、そういう大阪市内で今言われている事業所につきましては、交通費も出します、食品を提供します、一定の条件ではという、いわゆるその事業者の社会貢献という経営理念に基づいて、本来の公費が出る以外のところをほかの事業から利益を持ってきて取り組まれているようなNPO団体と聞いております。そこまでうちが公費でというのは、ちょっと難しいかなというふう

に考えます。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）そこと同じようにしてほしいというわけではないんですけれども、少なくとも伊都・橋本圏内、大阪まで行かないとない、サービスを受けられないというんじゃないなくて、この伊都・橋本圏内で同じようにサービスが受けられたらと思うんです。

具体的に言えば、この方の場合はパソコンのスキルアップをしたいと。けども、この伊都・橋本圏内ではそういうメニューがなかった。探していったら大阪にあったという、そういうケースなんですけどもね。

で、市のほうからいろいろな法人に、こういうサービスもしてくださいというのは難しいかもしれないけれども、少なくとも圏外にまで行かなくても済むような、圏内だけでいろいろなサービスが受けられるような体制をつくっていただけたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）そういう方向でございましたら、私ども、できるできないには関係なく、事業者の方々にそういうふうな、ほかでのサービス等のご紹介並びに働きかけというのは、今後取り組んでいきたいと思えます。

○議長（中本正人君）次に、質問項目2、高齢者の貧困対策に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（塙阪 隆君）登壇〕

○建設部長（塙阪 隆君）次に、高齢者の貧困対策についてお答えします。

まず、特例単身者の応募者に占める割合についてお答えします。

市営住宅では、原則、名義人以外の同居親族が1人以上あることが入居条件の一つとなっています。ただし、橋本市営住宅設置及び

管理条例第6条第1項第3号において、老人、身体障がい者、その他特に居住の安定を図る必要がある特例単身者については、収入制限を付した上で、単身者でも入居ができることを規定しています。平成28年9月入居募集では、全応募者数17件のうち、特例単身者の応募は5件ありました。

次に、特例単身者が入居できる市営住宅数についてお答えします。

対象の住宅は、原田B団地16戸、あけぼの団地の一部48戸、伏原団地（4階建）に4戸があります。なお、現在の空き戸数は、原田B団地5戸、あけぼの団地14戸となっており、今後も順次改修の上、募集を推進していきます。

○議長（中本正人君）8番 阪本君、再質問ありますか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）まず最初に、この相談された方は、市営住宅は単身者はだめだというふうに思われていたんです。でも、たしか広報はしもと6月号に、先ほど言われた市営住宅の入居者の募集が出たんですけれども、その中には、原田Bとあけぼのは、特定の条件を満たす人は単身で申し込むことができますというふうに書いてあります。でも、やっぱり特定ということだから、そこまでに1回申し込まれて、だめだったんかもしれないけれども、単身者は申し込めないというふうに思われている方もいらっしゃるのではないかなとまず思うんです。

それと、特定単身者が入居できる住宅が、今、3箇所紹介していただいたんですが、入居できる市営住宅とできない市営住宅というのは、どういう基準で分けておられるんでしょうか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙 隆君）まず、条例の設置

及び管理条例の中に、特例単身者用として認めさせていただく住宅の規模でございますけれども、居室数が2室以下で、または住戸専用面積が29㎡以下の規模ということになってございました。実は、高齢者が大変多くなってきている状況の中で、何とか市としても対応をということで、実は本年に入りまして、準中層耐火構造物の団地に限るわけでございますけれども、住戸の面積を29から50㎡未満というのを対象にするということで、範囲を拡大いたしました。

ということで、従来、伏原のほうの4戸だけであったわけでございますけれども、そうした基準を拡大することによって、先ほど壇上で答弁をさせていただいたような形で、戸数を増やしたといった現状になってございます。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）ありがとうございます。

ちょっと古い資料なんですけれども、県のホームページで調べてきたんですけど、2010年の橋本市の持ち家比率は81.6%、このときの県平均が73.9%でしたので、県平均よりは高いんですけれども、2割近くの方が賃貸住宅に住んでおられるということだと思えます。実際に高齢化が進んで、人口は減っているけれども世帯数が増えているといいますか、単身の世帯も増えてきているんじゃないかなと思います。

実際に高齢者の方も、2人の年金であれば比較的普通に生活もしていけるけれども、1人になった場合に、年金が半分が減るということはあまりないとは思いますが、1人だけになったときに、今住んでいる家賃が払えるかなという不安であるとか、また、年金ってそんなに増えませんが、医療保険であるとか、介護保険料であるとか、どんどん増えていっているという現状の中で、やはり安い住宅がもっとたくさんほしいという声は、

これからもいっぱい出てくると思うんです。

そういう中で、市としてはどちらかという  
と、市営住宅を減らす方向で計画をされてお  
ります。されてるんだけど、さらに昨年の  
12月議会の同僚議員の質問に対して、その  
中で、平成27年11月1日現在、市営住宅は総  
戸数が906戸、あきが272戸、その272戸の内訳  
が、用途廃止予定が70戸、棟の集約予定が131  
戸、今後も入居募集を行う維持保全が71戸と  
いうふうに答弁されております。少なくとも、  
この維持保全の71戸に対しては、この中には、  
さっき空き家があるとおっしゃったので、単  
身者の方が入れる住宅も入っていると思うん  
ですけども、できるだけ早く入居ができるよ  
うにしていっていただきたいと思うんです。

まず最初には、去年の11月1日現在では、  
維持保全団地では71戸空き家になっていると  
いうふうな答弁だったんですけども、現在は  
どうなっていますでしょうか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）まず、個別の改善  
あるいは維持保全を行う住宅というのが、先  
ほどお話ありましたように、一応371戸とい  
うことでございますけども、昨年の末の段階  
では、空き戸数としては78戸でございました。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）維持保全の団地の中  
で78戸も空き家があるというのは残念だと思  
うんですけども、割合からいってもかなり  
多いと思うんです。なぜ、空き家が多いん  
でしょうか。まあ言うたら、11月1日から今  
までの間に、また7戸空き家が増えていると  
いうことになるんですけど、その辺の理由に  
ついてどうお考えでしょうか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）まず、住宅のほう  
の空き家の対策でございますけども、もちろ  
ん市といたしましては、できるだけ空き家が

なくなっ、どんどん入居をいただいて、そ  
うすれば収益も上がっていくということす  
し、いろいろ住民の方のお役に立てるとい  
うふうに思っておるわけでございますけども、  
ただ、入居いただくためには、当然、空き家  
の一定の補修等が必要となります。実績で申  
しますと、平均ですけどもだいたい1戸当  
たりを補修していくのに約100万円ほどの金額  
というか、修繕費用がかかっているのが実態  
でございます。

ということでございますので、多くの戸数  
を一度に募集していくというのは、なかなか  
難しいような状況でございますので、今後に  
ついては、修繕の方法でありますとか、そう  
いったことも検討しまして、限られた予算の  
中ではございますけれども、できる限り募集  
戸数を増やしていくような、そういう取り組  
みはしたいというふうに思っております。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）改修にだいたい100万円  
かかるということなんですけど、この改修は  
地元業者に仕事をしてもらうのではないかな  
と思うんですけども、そうではないんでしょ  
うか。だから、入札してするのかなと思うん  
ですけど、そうではないんですか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）基本的には、改修  
工事として発注をしております。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）そうしましたら、地元  
の仕事づくりにもなりますし、また、先ほど  
言われたように家賃で回収したらいいとい  
うか、空にしておくよりは収入が入るわけ  
ですから、できるだけ補修をしていただ  
きたいと思ひます。

さっき聞いたのは、そうじゃなくて、例  
えば空き家が出てくるのは、不便なところ  
であるとか、そういう理由で空き家が多い

と思ったんですけど、そういうわけでも、改修が追いついていないから空き家が多いんですか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）住宅については、ご存じのように市内各所にございますので、不便とかということではないと思いますけども、やはり住宅によっては、当然希望者数というんですか、それについては差がございませぬけれども、改修費もかかりますので、なかなか多くの募集がかけられないといったところが原因かなというふうに思っております。

募集にあたりましては、先ほど議員のほうからお話ありましたけども、募集の状況とか情報、このあたりのところが、広報とかでもいろいろやっておるわけですが、なかなか周知されてない部分もございますので、そういった部分ではできるだけ広く知っていただけるような、そういった取り組みもしたいなというふうには思っております。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）今、募集の方法ということで、ずっとさかのぼって、2013年12月号までの広報はしもとをずっと見ていったんですけども、今回の、今年の6月号では、特定の条件を満たす人は単身で申し込むことができますというふうには書いてあるんですけど、ずっとさかのぼっていったら、2014年の12月号では、真土団地は60歳以上などの特定の条件を満たす人は、特例単身者として単身の入居の申し込みができますというふうには書いてあるんです。簡単なことではあるんですけども、特定の条件というだけじゃなくて、また、60歳以上という言葉を加えてもらえたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）先ほどもちょっとお話ししたんですけども、実は広報的なところ

も取り組みをしております、実は今年に入ってからなんですけども、従来から2週間ほどの公募の期間なんですけども、この期間についても約4週間ということで、ちょっと期間を長くしております。

また、周知の方法ですけども、広報紙とかホームページに加えまして、市の図書館とか公民館等への掲示等もできるだけ広くいたしました。その結果が直接つながっているのかどうかわかりませんが、今回の募集については非常に多くの方の募集もいただきました。こういった取り組みについては今後も継続したいと思っておりますし、今お話にありましたように、その内容についても詳しい形で広報をしていきたいというふうに思います。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）よろしくお願ひします。

たまたまこの住宅の相談を受けたときに、もう市営住宅の募集は終わっていたんです。次になるんですけど、今、年2回の募集ということで、家を探しているときにちょうど応募ができる機会を増やすためにも、1回の募集戸数が減ったとしても、年3回に増やすということはできないでしょうか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）今、お話ありましたように、だいたい通常は年2回ということで、6月と12月に募集をさせていただいて、その結果で改修等をして、6月については9月、12月分については3月に入居していただくということにしております。その募集において、やはり住宅によって若干募集のほう、偏りがございますので、もしそれで空き等が出た場合については、今、さらに9月とか3月に再募集というような形をとらせていただいておりますので、今後もそういった形の募集をしていきたいというふうに思っております。

○ 8 番（阪本久代君）終わります。

○ 議長（中本正人君） 8 番 阪本君の一般質問は終わりました。

この際、2 時10分まで休憩いたします。

（午後 1 時56分 休憩）